

7月7日の業務効率化委員会で“インボイス制度”の解説をお願いしています

- 月曜日 - 04 7 月 2022

すでにメールで組合員諸氏にご案内していますが、7月7日木曜日に、渋谷税務署の統括国税調査官をお招きしてインボイス制度の解説をお願いしています。すでに多くの方から参加の申し込みをいただいておりますが、まだ接続回線には余裕がありますので追加の申し込みを受け付けますので、メールにてお申込みください。但し参加申し込みは組合員企業の従業員等関係者限定です。



当日使用する資料として、国税庁ホームページ掲載の資料が指定されております。本ホームページの会議・お知らせ欄にその資料を掲載しておりますので、ご興味のある方はどなたでもダウンロード可能です。パスワード等は設けておりません。

インボイス制度は、来年10月から施行されるか課税事業者が消費税の仕入れ税額控除の適用を受けるために、仕入れ先から登録番号、適用税率、消費税額等が記載された書類やデータを受領することが求められる制度です。組合員の皆様にはすでに準備を完了されているところもあろうかと思いますが、準備中の企業におかれましては、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。